

第4回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨

1. 日 時 平成29年10月5日（木）19：00～20：55
2. 場 所 国立市役所3階 第3会議室
3. 出席者（委員）
池田委員長、足羽副委員長、高橋委員、綿引委員、福間委員、今村委員、渡辺委員、
久保委員、沢辺委員、湯本委員
（事務局）
津田生涯学習課長、青木社会教育・文化財担当主査
4. 傍聴者 1名
5. 議 事（1）開 会
（2）（仮称）国立市文化芸術振興条例素案について
（3）閉 会
6. 配布資料
 - ・第3回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨
 - ・資料4-1（仮称）国立市文化芸術振興条例素案1（事前課題意見入り）
 - ・資料4-2（仮称）国立市文化芸術振興条例素案2（事前課題意見入り）
 - ・資料4-3 条例素案の比較検討
 - ・資料4-4 条例素案に対する各委員の意見一覧
7. 内 容
 - （1）開会
 - 事務局より配布資料について、確認、説明があった。
 - 「第3回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨」について、委員の確認を行い、了承された。
 - （2）（仮称）国立市文化芸術振興条例素案について
 - 事務局より資料4-1～4-4に基づき、説明があった。
 - 説明後、条例案の「名称」について委員より以下のとおり質疑・意見等があった。
【高橋委員】
◇どちらかという素案1のほうが良いと感じた。素案2の前文について、中段部分が若干、文化芸術に対する説明的なものになっており、これはなくても良いと思ったことと、以前

から議論にはなっていた、前文、理念、基本方針について、他市の条例を見ても、それぞれのレベルがかなりかぶっていたり、ばらばらだったりというところがあったが、今回の事務局案では、かなり整理されているということもあり、理念として1つあったほうがわかりやすいのではと考えた。

◇基本方針については、これを外に各条項として出すということも考えられるとのことだったが、素案1のように基本方針として1条の中に、各号としてまとまっていたほうが、方針全体としてわかりやすく見やすいため、このまま外に出さずに、各号として置くべきと考える。

◇内容については、市の役割について素案のほうでは全部、「努めるものとする」という言い回しになっているが、ここで市が新たに条例を策定するに当たって、「努めるものとする」では少し弱いと感じたため、「努めなければならない」等の言い方で、若干言い回しを強くしたほうが良いと感じた。

【綿引委員】

◇素案1、2のいずれでも良いと考えているが、敢えて言えば、どうしても法令の体系になってくると、なかなか中身が見えづらいところもあるため、前文の中で、理念が文章化されているほうが一般の人には理解しやすいと考えていたため、その要素が強い案2のほうを推させていただいた。

◇基本方針の各号を外に条項として出すのは、外に出すパターンの文章が市を主語にした書き方をしており、この条例が、市だけを対象としているのではなく、広く一般市民まで含めての条例という精神に基づいてできていると考えれば、これは合わないではないかと考える。

【福間委員】

◇元々は、前文と理念は合わさった形で1つで良いと考えていたが、素案1のように分けて書いてくれれば理念がはっきり見えて、このことを理念にするということですっきりするし、ある意味、素案1の前文にもちゃんと理念は入っているし、理念は理念で独立してあって、方針は方針であって独立してあって、前文はもっと短くてもいいが、全体としては比較的うまくまとまっているのではないかと。

◇前文、理念が置かれており、基本方針や市民の役割で理念に基づいているような素案1の構造の方がしっくりきている。

◇文化と芸術がある面では、分けて考えるべきだというふうに言ってきたわけで、ある程度それは共感もしてもらっていると考えている。現状の案では「文化芸術」というある意味で記号的に表現されており、なかなか分けるのは難しいかもしれないが、この場面では分けて使用しても良いという場所は確保してもいいのではないかと気がしている。

◇条例の名称について、私は「文化と芸術のための条例」を提案させていただいているが、文化と芸術というふうになっても、内容がそれにそぐわなければ良くないと考えている。本文中では文化と芸術は、「文化芸術」と記号的と用いられるからこそ、それに対してちょっと違う視点も我々は考え方として持っているという意味で、条例の名称が、文化と芸術のための条例だというふうを考える方法があるのではないかと。

◇条例案の見出しを見ると、多すぎてうるさい感じは受けない。割とすっきりしていて、煩雑にはなっていないため、もう一つぐらい項目があっても大丈夫かなという気がしている。

その中で、例えば「交流」といったポイントとするものを、1つ項目として外に置いておくというのも良いのではないか。

【今村委員】

◇私は理念については当初より、考え方を明確に示したほうが良いという立場だったため、素案1のほうを支持させていただく。

◇条例自体は、そんなに長い条例ではないものなので、前文が余りに重過ぎて、前文で何もかも大切なことを言おうとしてしまうよりは、目的と理念ということできちんと分けたほうが整理されていいと考える。

【渡辺委員】

◇「国立市は日本で4番目に小さい」、「古くからの伝統に根付いた文化の上に」というところ文章に違和感をもったのと「このまちに生まれたこと」部分は、このまちに生まれてなくても、途中で越してきた人もいろいろいるため、修正したほうがよいと思う。

◇基本的には、前文と理念が分かれたほうが分かりやすかったため、素案1を選んだ。基本方針や市の役割については、素案2とほぼ一致していたため、本日の議論の中で整理させていただきながら、意見があれば付け加えていきたいと考えている。

【久保委員】

◇条例ができた時に、大事なところを子供たちに伝えるときをイメージした際に、分けると理解しやすいというのは、素案1のほうではすごくあったのですが、示しやすく、味わいやすいのは素案2ではないかと思い、私は素案2を支持させていただいた。

◇ただ、やはり少し頭でっかちになってしまっているなど、デメリットがあるのも感じていたため、悩むところではあった。

◇内容については、2点挙げさせていただいた。渡辺委員もおっしゃられていたが、私も国立の小学校でいろいろな子と接する中で、国立市出身の子は当然いるが、他自治体から来られたご家庭でのお子さんも結構おり、今このとき、この場所、国立にいるというところを大事にしたいという思いがある。

◇また、「このまちに生まれたことを誇りに思えるまちとなるよう」という表現があるが、芸術を愛することで国立を愛し誇りに思うというよりかは、「人間を大切にする」という、国立の本質がしっかりあって、だから郷土に愛着を持つということが大事だと思う。

◇芸術至上主義的にならないようにしたいなという思いもあり、どういう形が一番適切かは迷うところだったが、事前課題のような文章で示させていただいた。

◇「市民の役割」については、芸術はあってもなくてもいいものではなくて、芸術文化はやはりなくてはならないものだという視点で「努めるものとする」という言い回しも、捨てがたいという思いはあるが、やはり語感が強い印象を受けたため、八王子市の形のような、文化芸術の担い手となる「役割を有する」という形もやわらかくて良いのではないかと思う。

【沢辺委員】

◇私は、前文と理念というところがある種、重複する可能性があることから、前文がインパクトを持ってきちんと理念を打ち出すのであれば、基本理念はなくてもいいのではないかと、このような意見を申し上げてきたが、前文で、繰り返しも含みつつ条文として基本理念を打ち出している素案1の構成のほうが良いと考えた。

◇ただ、正直なところ素案1、素案2の違いがあまりわからなかったため、どちらかという表現で恐縮だが素案1を支持させていただいている状況である。

◇後は、さきほど福間先生がおっしゃっていたように、国立は未来に向けて、これをフォーカスしていく、ここに力を入れていくというような、例えばさっきの「交流」のよう、地域外と交流をしていくといった視点を前文に盛り込めないか。

◇現状の前文では、外に開かれていくような雰囲気よりもここに住んでいらっしゃる方、ここに生まれ育った方というような印象を受けてしまうところは少しあるかなと思ひまして、もう少し広がりやほかの地域とのつながり、文化芸術の可能性みたいなものを少し前文盛り込み、他市の条例とは少し異なるカラーを出していくようなことがあってもいいのかもしれないという印象を持った。

【湯本委員】

◇名称については、やはり3つ並べてみると、「国立市文化芸術基本条例」は「基本」の部分がひっかかるし、「文化と芸術のための」というのもちょっと考えさせる部分があることから「国立市文化芸術条例」がすっきりしていて良いと考える。

◇基本理念については、どうしても基本方針や前文等とぶつかるところがあるため不要なのではないか。

◇市民というとらえ方が、素案では市民と文化芸術団体と分かれているが、私は市民の中に全てを含めるべきではないか考えている。

【足羽副委員長】

◇素案1、2の違いがよくわからず、読んだときにすっきり入ってこなかった。ビジュアル的に見たときに、量的に前文が長く、構成として、後ろになればなるほど簡単になっており、条例としては格好良くないと感じた。

◇私としてはこれまでの議論の積み重ねの中で、恐らくそれぞれ前文、理念、目的、方針などは、言葉の問題であり、条例として示す必要があるのは、何故この条例を作るかということ、私たちはこのように考えますという理念と理想を示すこと、それから、具体的にどういうことを考えているのかということの3つだと考えている。

◇よって、前文で短く簡潔に、なぜ条例が必要になったかを示し、理念で理念的な内容を箇条書きに、方針では、より具体的な内容を書くというあたりで合意がとれたと思っている。

◇福間委員のおっしゃっていたような、芸術と文化を分けて考えることも必要だというのはおっしゃるとおりである。私は当初よりそのことも頭にあつたため、以前の事前課題で文化と芸術を敢えて分けた形で基本理念を示させていただいた。よって、前文、あるいは理念のところでは文化と芸術の2つの言葉を使いながら、もうちょっとやわらかい言葉で表現できればよいと考える。

◇また、前文中に郷土愛を連想させる言葉など、気にしてみると、愛国主義的な印象を受けてしまった。それよりは、ここにいることで積極的に文化芸術に参加できて嬉しいという気持ちがあるほうが素直に受け取れる。「誇り」ということ言葉も、人としての誇りは必要だと思うが、少し先に踏み込み過ぎた言葉と感じてしまい、高らかにうたうというような文面で用いるのは分かるが誤解を受けやすいところもあるように思う。

◇国立市の条例ではあるものの、市民のためだけでなく、市に来たり、住みたいとこれか

ら思う人とか、遊びにきてみたいとか、市がこんなような人たちも歓迎だという気持ちが入るのはとても大事だと思ひ、交流の面や開かれた都市といったところで、文化芸術に関して、国際的、国内的な渉外広報活動をより活発にし、関係組織やコミュニティーや人を繋げていくような文化芸術のまちになりたいという意味合いを入れた。

【池田委員長】

◇各委員からの意見をいただいたが、素案1と2に極端な違いはなく、文言等の違いとかがあるので、その一つ一つを集約していければと思う。

【福間委員】

◇素案1のほうは文化と芸術を分けて、はっきり文化はこうであり、芸術はこうでありということをやっている一方、素案2は、文化芸術という言葉がそのまま入ってきているが、文化と芸術を分けて考える必要がある場合があるとすれば、素案1のほうは一応そういうふうになっている。

◇素案1の中では、文化と芸術について割と思いついた定義付けをしておき、かつわかりやすいのではないかと。「文化は市民社会の基礎をつくり、芸術は感性を生み出す」というフレーズはしっかりくるし、この部分は素案2のほうにはない。素案2を中心に考えていくのであれば「文化と芸術のための条例」という言い方はふさわしくない気がする。

【池田委員長】

◇「文教都市」というものを前文の一番初めに持ち上げて整理し、前文がある程度圧縮されることによって、基本理念の基本方針があるにしても、文化と芸術というような分け方が文章の中に入ってくることにより、「国立文化芸術条例」という、一番すっきりした方向へ結びついていくのではないかと。

【高橋委員】

◇やはり前文の冒頭部分の「4番目に小さなまち」というところは、他市の合併等で変動すること等を鑑みて、削除なり変更したほうがよいと思う。

【綿引委員】

◇この「4番目に小さなまち」という表現はある種ネガティブな要素であるが、後段の文教都市として豊かに、いい街になっているという下地をつくっている感じに読める。よって、前段を削り、後段のほうを前面に出せば事足りる気がする。

【事務局】

◇地理的特性に着目をして、国立市を地理的特性でどう表すかを考慮した結果盛り込んだものである。

【池田委員長】

◇国立市はほかに地理的特性はあるのか。

【事務局】

◇地理的特性で言えば東京都の中心に位置している。

【湯本委員】

◇「人間を大切にする」という言葉が出てくるが、これは国立市の特徴なのか。

【事務局】

◇「人間を大切にする」というフレーズは、国立市の最上位計画である「基本構想」の基本

理念で第1期より掲げているものであることから、国立市の特徴として前文に盛り込んだ。

【湯本委員】

◇ストレートにこれを読むと、国立市はすごく人間を大切に、ほかよりも大切にしているといった意味にとれてしまうので工夫が必要かもしれない。

【池田委員長】

◇素案1、2の大きな相違点である基本理念の有無について議論したい。

【足羽副委員長】

◇素案1のように理念を説くのは良いと考える。ただ、それは前文を短くするのが前提で、前文をもっと軽くして、あまりうたい上げずに、理念のところ、文化とか芸術という言葉を使い分けること意識しながら、前文のところがいいのか、あるいは理念のところがいいのか、ちょっと考えどころではあるが、素案1のようになるべく早いうちに、文化はこう、芸術はこうといった定義付けが必要である。

【綿引委員】

◇私は前文は長いほうが良いと考えている。なぜなら、規定類は一般の方にはなかなか読みづらいものであり、条例制定の精神が前文に入っていれば、この条例がどうしてできたかというのが分かるなど、前文に様々な要素が入っていればいるほど分かりやすく示すことができるからである。

◇基本理念については、長短に関わらずあったほうが良い。基本理念が抜けているというのは、一番大事な心臓の部分が抜けているような感覚がある。

◇よって、二重になっても良いのではないかという意見である。重過ぎるという考えとは反目してしまうが、私はいいことは何回も言っても良いと考えている。ただ、そのうえでも全体を通して読んだときに、理念がないのは非常に抜けている感じがしたので、理念はあったほうが良い。

【福間委員】

◇最初は基本理念はなくてもいいと思っていたが、このように置いてみると、子どもたちも、ここが理念だとなったほうが、ここから理念をくみ取りなさいよりは、意外と分かりがいいかもしれない。ただし、もう少し分かりやすくする必要はあるかもしれない。

◇前文は素案1の形を採用して、基本理念をもっとわかりやすくしてはどうか。久保委員が言っていることは大切であり、子どもたちが読んでもわかるような条例というのを他市の条例と相違点として打ち出しても良いかもしれない。

◇例えば、理念の中に書いてあることが子どもたちにもわかって、みんなでこういうことをやっというとなったら、むしろここに箇条書きにしてあることが効果があるかもしれない。

【久保委員】

◇子どもたちにとって生きた条例にしたいと思っていたことから、小学校の教員として、理念として示すよりは、1つの生きた文章として示せばということで、前文でしっかり理念を味わうということを考えていた。

◇だが、例えば中学生や高校生がしっかり理解する条例として、法律として、自分たちの生活に芸術が位置付き、高めていくという意味では、理念という文言で記述されていることはとても大事だという風に感じたため、つくっていきたいと考える。

【池田委員長】

◇具体的に前文から最後の文章までで、削るあるいは削らない、または置き換えるなどの意見があれば承りたい。

【綿引委員】

◇さきほど「文化」と「芸術」のカテゴライズについて、私はきちんと分けるべきだと考えている。だからそういう意味では、前文の「文化は」、「芸術は」とするのは、良いと考える。

【池田委員長】

◇条例の名称についても同様の意見か。

【綿引委員】

◇名称についても同様である。

◇また、目的の文中の「文化芸術に関する施策」という記述のところを、「文化と芸術に関する施策」という形に変更していただきたい。もともと文化と芸術というのは違う次元のものだと思っており、条文中の言い回しとしてはかっこでくくる形はいいと思うが、やはり、入り口のところでは明確に分けていただきたい。

【福間委員】

◇おかしくないところは、文化と芸術にしていもいい気もするし、どこかで、文化と芸術という言い方は条例の中に含まれる必要がある。

◇素案1の前文の最後のところで、「愛し」という言葉が3回並べられているが文化と芸術を愛し、ここで国立はなくても、この町に生きることを誇りに思うぐらいで、すっきりさせられるのではないか。

◇「文化を愛し、芸術を愛し」ではなく、ここで「文化と芸術」というふうに並べ、「文化と芸術を愛し、このまちで生まれたことを」といった形で展開してはどうか。

◇「生活を満たし」も気になったので、「生活に潤いをもたらす」のほうが良いが、「心を豊かにする」というフレーズと少し重複するところはあるかもしれない。

【池田委員長】

◇方向性は違うものだが、「文化と芸術を愛し」という文章は整理されて良いと感じた。

【久保委員】

◇すっきり入ってくる文章だという感じがした。

【福間委員】

◇素案中の「生まれた」という言葉は削除すべき

◇このまちに「生きる」としてはどうか。

【足羽副委員長】

◇「生きる」とか、「暮らす」という言葉については好感を持てる。

【福間委員】

◇「生きる」は少し文学的過ぎるかもしれないので、「このまちに暮らすことを誇りに思える」のほうが良い。

【足羽副委員長】

◇「このまちで心豊かに暮らせるようにこの条例を制定します」ではどうか。

◇国立市にブランド意識を持たせるのではない形が良い。

◇「愛する」というよりは、文化や芸術に囲まれて心豊かに暮らせるようなまちにするというニュアンスの方が良い。

【池田委員長】

◇作成者である当事者の意見としては、愛するという言葉は少し違和感がある。どちらかといえばふとしたときに、芸術が近くにあることによって救われるというような感覚がある。

【福間委員】

◇能動性を持たせるとすれば、囲まれるだけではなく、大切するくらいのニュアンスが出て良いかもしれない。

【足羽副委員長】

◇子どもたちだけではなくて、お年寄りとか障害者など子どもたちに加え、子どもたちと何とかというような形にできないか。

◇前文をできるだけシンプルにして、それで理念でかみ砕けばよいと考える。

【福間委員】

◇「人間を大切にする」としているならば、芸術と文化は「愛する」でも良いのではないか。

◇ただ、いずれにせよ、足羽委員が言われたように、子どものみで締めくくっていいかということは議論しても良いかもしれない。

【池田委員長】

◇文化を意義付ける文中に歴史、生活、教育、環境とあるが、自然というか、環境も対象にしてはどうか。文化芸術を見る、感じる対象になるので、そういうものの取り扱いも少しは入れておいたほうが良いかもしれない。時代によって個々に変化はするものの、常に原点に戻れるところというか、文化の基礎の部分があるかといった観点も必要なのではないか。

◇そうすると、国立に住んでいるというものの誇りじゃないにしても、それに気づくことができる。そこから、「交流」といった未来に向かうメッセージを盛り込めればさらに良い。

【湯本委員】

◇「人間を大切にする国立市」というのを、もしこの「人間を大切にする」ということを入れるべきだと考えるのであれば、先ほどの事務局の説明のように、「人間を大切にすることを目標とする国立市」といったように工夫した言い回しが必要だと思う。

◇私としては、「人間を大切にする」は不要と思っていたため、事前課題のように「国立市には、金銭的な成果を離れて、人間の尊厳を、平和を、自由を最大限に尊重する」ということに続けてはどうかと考えた。

【池田委員長】

◇「人間を大切にする」を省略するなら、「尊重する文化芸術施策」の文化芸術のところに「と」を入れても良いのではないか。

◇ただ、湯本委員の提案通りの文案では若干違和感を感じる。

【福間委員】

◇「目標とする」という言い方は、必要だと言えばそうなのかもしれないが、かぎカッコで「人間を大切にする」としているように国立市としては、というニュアンスが読み取れる気もする。

◇この部分は、理念というより、なぜこの条例を制定するかという目的を述べている。この

目的の後半部と、前文の後半、最後のところは、結局何のために制定するかを言う場所になっていることから、このダブリ感については整理が必要かもしれない。

◇前文の最後では、子どもについてうたっている割に、「目的」のところでは、市民生活と地域社会の形成とかをうたっているみたいになっているように、「目的」をきちんと整理する必要がある。

【足羽副委員長】

◇「目的」と言った場合には、法律に基づき条例を定めますというように事務的に盛り込むだけでいいのではないか。ゆえに、「目的」の最後の3行、4行ぐらいはなくてもいいと思っていて、前文はもう少し理念的で目的を前文の最後のところをどこかに入れ込んで、前文の最初のほうの1段落をもう少し短くしてはどうか。

◇国立の定義づけで、「アカデミズムの雰囲気为重なり」というところが、「アカデミズム」が突然出てきて、この後1度も出てこない。文化学術都市とか、文教都市というのもこの後出てこないで、ここはあまり、無理に盛り込まなくてもよいと思う。「アカデミズム」を積極的にならば、文教都市、学術などが本文中にも盛り込まれていけば良いが、基本的には文化芸術についての記述となっているので不要ではないか。

【池田委員長】

◇前文の中段のまちのあり方については検討した方がよい。大学町というのは、全国に今、たくさん数があるし、そこまで強調しなくても国立市は表現できるまちになってきているのではないか。

【事務局】

◇前文のほうに、「大学町」の開発や「文教都市くにたち」を盛り込んだのは、国立市の成り立ちや特性を前文で高らかにうたってはどうかという意見を受けてのものである。

◇議論の中で不要ということであれば当然、削除することも可能である。

【福間委員】

◇事務局に質問するが、もしも目的の後半部を整理して前文に繰り込むとしたら、「文化芸術基本法の規定に基づき、国立市について市の役割を明らかにする」という前半部分は必要なのか。

【事務局】

◇「目的」という条項について、基本的には条例には必須なものであるため、「目的」という条項自体を全て削除するのは難しい。

【福間委員】

◇「目的」自体を義務的に設けるのであれば、「目的」の後段部分は不必要なことまで記述してしまっている感じがする。よって「目的」については、必要最小限に留めるべきである。

【高橋委員】

◇今回の条例を制定するに当たって、国が法律を改正して、「振興」をとったところが1つ大きなポイントとして挙げられるが、今まさに、前文や目的がすっきりしないのは、「振興」という言葉ないからではないか。

◇国レベルとしては、もう文化芸術の振興だけではなく、いろいろな分野と絡めた政策をしていかなきゃいけないとしているが、地方レベルであれば、振興でもいいのではないかと

う議論もある。◇前文中に「文化芸術施策の推進」という言葉が入っているが、目的の中に、先ほど「文化と芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という）として定義付けするのであれば、この先に「文化芸術施策」という言葉が出てくるのは違和感がある。

【福間委員】

◇私は過去の委員会において、国が「振興」という言葉をとったからではなく、振興自体があることが堅苦しくて、なくてもいいと発言してきた。この「振興」に対する言葉の感覚で言えば、「施策」という言葉ももう少し言い方はないのか。活動を豊かにするというニュアンスを全部、「施策」として表現することでは、条例全体が親しみやすいものになることの妨げになる気もする。

【今村委員】

◇地理的特徴ということで、先ほど渡辺委員がおっしゃっていた、国立市は東京都の中心に位置する市であるというのを入れてはどうか。湾岸地域は都市化が進む一方、多摩地域は自然が豊かで、その真ん中にあるのが、国立市であるとし、すぐに「美しく住みやすい市街地が並び、貴重で豊かな自然に満ちています」というふうにすると、何となく位置的なもの、東京都のイメージの中での、地理的な特徴というのは合致するかなと考えた。

◇その後は、「市民のたゆまぬ努力によって築き上げられたこの文教都市くにたちは町全体に文化と芸術の気風が満ちています」につなげれば、短くなるがすっきりまとめられる気がする。

【渡辺委員】

◇私はまだ谷保村だったころから国立市で暮らしてきて、公民館を中心とした活発な市民文化活動の展開や、「大学町」や「アカデミズム」なども大学を一生懸命誘致して、まちを文化的なまちにしていこうという先人の努力がここに盛り込まれていたのかなと読ませていただいた。その経緯を踏むと、前文の、国立市が、今はこんな平和でいいまちになっているけれど、そこには先人たちのたゆまぬ努力によって築き上げられた文教都市くにたちというのは、とても私はここは貴重で、ここがあまりカットされてしまうのは、私の意見としては少し嫌だなと思う。

◇前文の下段の、「このまちで育つ子どもたちが」、「このまちに生まれたことを」、「愛する」などのダブる部分をもう少しすっきりさせられるところはあるし、後段にも記述できるところはあるが、国立市のこれまでの歴史については、前文にしか残らないことから、基本理念や方針がわかりやすくなる反面、あえて軽くする必要もないという気もしている。

【池田委員長】

◇地理的に東京都の中心であるといった文言についてはどう考えるか。

【渡辺委員】

◇じっくりくるかもしれない。

【池田委員長】

◇それに加えて古代より人が住んでいたといった文章があっても良い気がする。

【今村委員】

◇「地域に根付いた文化の上に」を、「市民のたゆまぬ努力」の前に持ってくると、文化、地域に根付いた、まず歴史的に文化があって、その後に市民が協力して、文教都市を築いたと

ということがはっきりするのではないか。

【福間委員】

◇この文章は、過去からずっと築いてきたものの上に、新しい力が重なって、文化と芸術的
気風が満ちていますと持ってきたのだと思う。よって、言い方を変えて、谷保的なものに
国立市的なものが重なってというニュアンスは、うまく出せたらあって良いと考える。

◇先ほど挙げた東京都の中心にあるという言い方は誤解を招く可能性がある。

【今村委員】

◇なので「位置する」という言葉にすればよいのではないか。

【福間委員】

◇「中心に位置する」でも少し偉そうに聞こえてしまう。

【足羽副委員長】

◇「地理的中心に位置し」という記述でよいと思ったが、次から言う言葉につながっていか
ないと、地理的中心に位置することが、文化芸術を大切にしなければならないというところ
につながりにくい。小さい町だけど頑張っているよというのは、ストーリーとしてはきれい
に展開していいと思うが、具体的な数字を入れ込むのは良くないと思う。

【足羽副委員長】

◇例えば、「国立市は古くからの伝統や風土に基づき、豊かな文教都市をつくってきました」
と一言書く。それで国立市の位置づけを落とし込んで、この国立市では、文化と芸術を大
切にして、これから展開していくといったようにつなげられないか。

◇3行ぐらいで、1行目で位置づけと、2行目で、文化芸術を大切にす。3番目でそれ
をもっと未来につなげていくというぐらいで留め置けないか。

【沢辺委員】

◇国立の地域に人々が暮らしていたのは、ハケ周辺にわき水があつて、そのわき水が今日ま
でわき続けているという意味での自然というのは、非常にやはり暮らしの中で文化をつくっ
ていく、芸術をつくっていくという上ではとても大事なのではないかと思う。

【足羽副委員長】

◇「風土」という言葉がどこかに入ると良い。

【綿引委員】

◇国立市が今こういう町になったという最大の理由は大学町の開発にあると思う。もともと
甲州街道筋に人々が住んでいて、それに加え、南部には多摩川があり、田んぼがあつて、そ
こにも人々は住んでいた。でも国立として、こういう町になったというのは、やはり大学町
として開発したからこのまちができたと考える。開発によりアカデミズムを持つ人をはじめ、
様々な人たちが住むようになったから、ほかのまちとは違う雰囲気が出てきたと思つたため、歴史
のことを語るのであれば、風土という言葉はいいと思うが、やはり大学町として開発された
部分のほうが芸術文化にはつながると思う。

◇特異性として考えたときには、大学町としての開発というのから文化芸術につながったほ
うがスムーズである。

【福間委員】

◇市街地と自然というニュアンスが必要で、歴史的な経緯で今は文化と芸術の気風が満ちて

いるというまでに整理してしまえば、短くなるし、後段に少し、目的の後半部を繰り上げればうまく整理できるのではないか。

【池田委員長】

◇文教と自然というものというか、与えられるものと受けるものという、この循環的なものを1つ盛り込んでどうか。

【池田委員長】

◇目的の中に交流とか、そういうのを入れても良いかもしれない。

【福間委員】

◇「目的」が第1条にあると、どうしても「目的」の二重感があり過ぎる気がしてしまう。また、今のままで子どもたちのためにこれをつくりますとなり過ぎてしまうから、それプラス、未来と開かれた市民文化というか、開かれた文化のあり方を、「目的」の前に言う必要がある気がする。

◇「目的」のところは、簡単に、こういうものをつくらなきゃいけないからつくるという風にする。ただ、市の役割を明らかにするためには、後にひとつ付け加えないと文章として成立させられない。

【足羽副委員長】

◇「目的」はもっと簡単にできないのか。

【事務局】

◇基本的にはこういった流れを踏んでいる自治体が多数である。

【足羽副委員長】

◇文化芸術基本法に基づいて、文化と芸術を振興させるためにこの条例をつくりますというだけではだめなのか。

◇条例や規則を作る際にはダブリをできるだけとるように意識しているため、最初に前文でシンボリックに簡単に延べて、それを理念でかみ砕いて、といったようにしていくことが肝要である。

◇前文のところで、「文化芸術施策の推進がまさに今、求められています」とあるが、求められているからやるということではなくて、もっと「推進を行う」や、「推進が大事」といった主体的にこうしたいという言い回しの方が良い。

【池田委員長】

◇名称についての意見はないか。

【綿引委員】

◇文化と芸術の区分がどこかで明確に異なっていれば名称にそこまでこだわらなくても良い。

【福間委員】

◇「文化と芸術のための条例」については、条例が全部堅苦しくある中で、「と」と「のため」という言葉がやわらかさを醸し出しており、これにはプラスを感じている。

◇ただの法規だけじゃない要素、やわらかさ、とっつきやすさ、人間味のようなものが文化と芸術の条例であればあってもいいかなと思うし、そうなって困ることがあるかなという気もする。

【事務局】

◇今後実施するパブリックコメントにおいては、「文化と芸術のための条例」、「文化芸術条例」のいずれをも素案として出し、名称についても意見をいただき、その意見を見た上で最終的に第5回の最終回でご議論いただければと思う。

【足羽副委員長】

◇国立市文化と芸術のための条例ではなくて、そこまで行くのであれば、「の」がたくさん多くなって、ひっかかるかもしれないが、「国立市の文化と芸術のための条例」としてはどうか。

【福間委員】

◇これだけの長さの文章に「の」が3つになるというのは、別のマイナス面もありそうな気がする。

◇落ち着いたかなとは思いますが、今後、こういう表現をやわらかくする条例する際に「何とかと何とかの」という表現になってくると思う。

【今村委員】

◇条例というのは、その前に来るものためのものというのは自明のことであって、その内容の「ための」という文言つけていくわけにはいけないと思っている。例えば、国立市では、「まちづくり条例」があるが「まちづくり」をひらがなにすることによって、やわらかさを出しているわけだが、文化芸術の場合、これを平仮名に開くわけにもいけないし、私としては「国立市文化芸術条例」としておくのが、ほかの条例のためにも良いのではないかと考える。

【事務局】

◇議論を集約させていただくと、前文を軽くし、目的もすっきりさせ、基本理念は残すという形で修正を行ってよいか。

■異議なく了承された。

■事務局より今後の流れについて、以下のとおり説明があった。

【事務局】

◇本日出た意見を再度、事務局でまとめ、近日中に改めて皆様にお示しさせていただく。

◇修正した素案に対し改めて委員の意見を賜りたい。

◇その後、最終的な素案をパブリックコメントや市議会への報告に使用していきたい。

【高橋委員】

◇今後、事務局から出てくる修正案に再度我々で意見を申し述べる形になると思うが、その意見を調整するのは時間的にも難しいと考えるため、修正案に対する各委員の意見の取扱いについては、委員長と副委員長に一任してはどうか。

■異議なく了承された。

【福間委員】

◇事務局から出されていた基本方針を個別に出してもよいという提案をいただいているが、事務局としては、別項目で出すとすればどこに打ち出すつもりだったのか。

【事務局】

◇場所については、各主体の役割の後に来ることが多いことから、個別に出すとすれば「文化芸術団体等の役割」の後の条項として出すことになる。

【福間委員】

◇その点については議論できなかったが、今から入れ込むのは難しいか。

【事務局】

◇本日議論ででていた交流の項目を外に抜き出してみたものをお示しして、それで座りがいいかどうかをご確認いただくという形ではどうか。

■異議なく了承された。